

輸入水産動物に関するリスク評価手順

輸入水産動物に関するリスク評価については、OIEのコード及び「動物及び畜産物の輸入リスク分析ハンドブック」を参考に、以下の手順で実施する。

1. ハザードの特定

我が国における重要な水産動物（魚類、貝類及び甲殻類等）に重篤な疾病を引き起こす又は引き起こすと想定される病原体のうち、以下の基準に合致するものをハザードとして特定し、リスク評価の対象とする。

【ハザードの特定の基準】

- ① 感染性があること
及び
- ② 国内に感受性動物が存在すること、さらに中間宿主を必要とする病原体については、国内にその中間宿主が存在すること
及び
- ③（ア）国内で発生が認められていないこと
又は
（イ）国内で発生があるが、公的に管理されていること
及び
- ④（ア）OIEリスト疾病であること
及び／又は
（イ）国内で重大な被害を及ぼすと想定されること

2. リスク評価手順

1で特定された各ハザードについて侵入、暴露及び影響評価を実施し、リスク管理の要否を判定する。

（1）侵入評価

生物学的要因、輸出国の要因及び輸入品の要因を考慮し、特段の防疫措置を講じない場合を前提として、以下に留意しながら侵入評価を行う。

【侵入評価に当たっての留意事項】

- ① 輸出国に病原体が存在する可能性
 - ② 輸出国（発生国）からハザードを保有する品目が輸入される可能性
 - ③ 輸出国の防疫プログラムやサーベイランスの状況
- （侵入評価を終了した段階でリスクが無視できる場合は評価を終了してもよい。）

(2) 暴露評価

生物学的要因、国内の要因及び輸入品の要因を考慮し、特段の防疫措置を講じない場合を前提として、以下に留意しながら暴露評価を行う。

【暴露評価に当たっての留意事項】

- ①輸入品目が保有するハザードに直接的又は間接的に国内の感受性種が暴露される可能性
- ②ハザードに暴露された国内の感受性種が感染する可能性
- ③上記②の感受性種が感染源となり国内の自然水系でハザードが定着する可能性
(1)の侵入評価の結果と併せて総合的に勘案し、「定着の可能性」として以下の基準により5段階で判定する。なお、定着の可能性が「無視できる」と判定された場合は、リスク評価を終了する。

【定着の可能性に関する判定結果】

- 高 い：当該病原体が国内に定着する可能性が高い。
- 中 程 度：当該病原体が国内に定着する可能性がある。
- 低 い：当該病原体が国内に定着する可能性が低い。
- かなり低い：当該病原体が国内に定着する可能性はかなり低い、その可能性がないとは言えない。
- 無視できる：当該病原体が国内に定着する可能性は無視できる。

(3) 影響評価

1で特定した各ハザードが国内に定着した場合の生物学的影響及び経済的・環境的影響について、以下に留意しながら評価を実施し、以下の基準により影響の重要度を5段階で判定する。

【影響評価に当たっての留意事項】

- ①感染した国内水産動物に対する生物学的被害の可能性
- ②当該動物が（養殖）個体群へ拡散する可能性及び拡散した場合の経済的被害の可能性・規模
- ③他の（養殖）個体群へ拡散する可能性、拡散した場合の経済的被害の可能性・規模及び環境への影響の可能性・種類・規模
- ④防疫措置による封じ込めの難易度並びに経済的被害（直接的費用、生産者の損失、国家的な損失）及び環境への影響（水系の汚染、野生種への被害）の可能性

【影響の重要度に関する判定結果】

- 甚 大：想定される経済的影響が大きい。
- 高 い：想定される生物学的影響は大きく、経済的影響は中程度である。
- 中 程 度：想定される生物学的影響は中程度で、経済的影響は中程度から小さい。
- 低 い：想定される生物学的影響又は経済的影響は小さい。
- 無視できる：想定される生物学的影響及び経済的影響は無視できる。

(4) リスクの推定（リスク管理の必要性の判定）

各ハザードにおける定着の可能性及び影響の重要度の判定結果から、基本的には以下の表により、リスク管理の必要性について総合的に判定する。

		影響の重要度				
		甚大	高い	中程度	低い	無視できる程度
定着の可能性	高い	要	要	要	不要	不要
	中程度	要	要	要	不要	不要
	低い	要	要	不要	不要	不要
	かなり低い	要	不要	不要	不要	不要
	無視できる程度	不要	不要	不要	不要	不要

注) 要 : 輸入防疫対象疾病への指定等のリスク管理が必要。

不要 : 輸入防疫対象疾病への指定等のリスク管理は不要。

リスク評価手順のフローチャート

我が国の重要な水産動物に重篤な疾病を引き起こす又は
引き起こすと想定される病原体（リスト化）



1. ハザードの特定

- ①感染性がある
及び
- ②国内に感受性動物が存在する、中間宿主を必要とする病原体については、国内にその中間宿主が存在する
及び
- ③国内で発生が認められていない 又は 国内で公的に管理されている
及び
- ④OIEリスト疾病 及び/又は 国内で重大な被害を及ぼすと想定される

No

リ
ス
ク
管
理
は
不
要

Yes

2. 各ハザードについて以下の要因を調査・検討

- ・ 生物学的要因
（例：死亡率/罹患率、感染力、伝播方式、感受性種、等）
- ・ 輸出国の要因
（例：管理組織、公的管理手法、有病率、清浄性、等）
- ・ 本国の要因
（例：媒介動物の存在、感受性種の存在、地理的環境的特徴、等）
- ・ 物品の要因
（例：病原体保有状況、輸入予定量、等）
- ・ 疾病発生後の影響
（例：経済的、環境的、等）

各要因を考慮し

- (1) 侵入評価
 - (2) 暴露評価
 - (3) 影響評価
- を実施。



「定着の可能性」及び「影響の重要度」
を総合判定（4）

判定結果：
「不要」

判定結果：「要」

リ
ス
ク
管
理
が
必
要